

令和2年第3回グループホームいこいの森運営推進会議議事録

開催日：令和2年6月23日（火）午前11時00分～午前11時30分

出席者：施設代表（森）、施設管理者（下司）、管理者（手島）

書面報告：家族代表（三浦）薬剤管理（アトム薬局職員：薬剤師）地域の代表（町内会）※敬称略

検討テーマ等：行事報告、行事予定、事故報告、面会基準について

<参考資料 I—A>行事報告・行事予定<参考資料 I—A>行事報告・行事予定

※新型コロナウイルスの感染予防対策として全ての行事を中止しています。

■行事報告

■行事予定

未定

■介護事故

なし

■上記に対する意見

施設代表より今回までは新型コロナウイルス感染症の予防対策として施設での開催を行わず、当該書面等を持って運営推進会議の開催とする旨を各委員に伝えた事を報告。また当該議事録およびプログラム内容等は弊社WEBサイトにて確認できる旨も併せて伝えたことを報告。施設管理者より新型コロナウイルス感染予防対策として、当面の間、外出支援を中止。引き続きスタッフ会議（当該会議を含む）もできる限りの接触を避けるために換気を行うこと、距離を保つこと、短時間で済ませることを取り決めた。

（行事報告）

（行事予定・事故報告）

（事故報告）

なし

<参考資料Ⅲ>新型コロナウイルス感染予防対策について

■面会基準

1. 事前（できれば前日迄）にお電話にて面会の旨、ご連絡お願い致します。
2. マスクの着用をお願いします。
3. ご自宅で検温をお願いします。検温により 37 度以上の発熱がある場合は面会をご遠慮下さい。体調不良が認められる場合も面会をご遠慮下さい。
4. 施設玄関にて検温をお願いします。以下、3 と同様です。
5. 手指のアルコール消毒をお願いいたします。備え付けております。
6. 関東圏および北海道、福岡県からお越しの場合は指定での場所にてのご面会とさせて頂き、面会時間は 30 分とさせて頂きます。
7. 5 以外の地域の方のご面会については、自室にて 30 分とさせて頂きます。
8. ご家族との会食については原則自由とさせて頂きますが、会食された場所等をご記載頂く「情報提供書」を作成しておりますので、ご記入のほど宜しくお願い致します。尚、ご記載頂いた「情報提供書」は新型コロナウイルス感染症感染予防対策以外には使用致しません。
9. 将来的に高知県下でウイルス感染が一定数以上確認された場合は全面的に面会を禁止させて頂く場合があります。

■上記に対する意見

県をまたぐ移動の自粛が解除された事を受け、上記のような措置を取ることを報告。6.荷該当する方の場合はグループホーム玄関（ELV ホール）に椅子及び机を用意することを確認。当該文章は郵送にて各家族に通知している旨を報告。

通信欄

※次回運営推進会議は 8 月を予定しております。

※当該内容および運営推進会議プログラム内容は弊社ウェブサイトでもご覧いただけます。

※運営推進会議はどなたでも参加していただけます。参加を希望の方は下記までご連絡下さい。

※開催日については予め地域の代表、ご家族の代表、地域包括支援センターと調整させて頂き弊社ウェブサイトにて告知させて頂きます。

運営推進会議議事録作成者・担当者 森 裕

■■運営推進会議参加連絡先■■

〒780-0965 高知市福井町 1432-1 グループホームいこいの森福井町 TEL.088-855-9111

■■ウェブサイトのご案内■■

<http://www.151.ecweb.jp/index.html>

■■E-mailのご案内■■

snowforest151@gmail.com

高知市 いこいの森

検索



令和2年度第3回グループホームいこいの森福井町運営推進会議プログラム
令和2年度第3回身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会
※新型コロナウイルス感染予防対策の為、グループホームでの開催を中止とし
書面報告による会議とする。

●日程表 令和2年6月23日（火曜日）AM11：00～

- 5月～6月の行事報告 <参考資料Ⅰ>
- 7月～8月の行事予定 <参考資料Ⅰ>
- 3月からの介護事故報告 <参考資料Ⅱ>
- 6月版コロナウイルス感染予防対策について <参考資料Ⅲ>

<参考資料Ⅰ—A>行事報告・行事予定

※すべての行事を中止しています。

■行事報告

月	行事	内容等
---	----	-----

■行事予定

未定

<参考資料Ⅱ>介護事故

なし

＜参考資料Ⅲ＞新型コロナウイルス感染予防対策について

令和2年6月20日

ご家族様 各位

高知市南元町98番地
㈱スノーフォレスト
代表取締役 森 裕

ご入居されている方へ面会等の取り扱いについて

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。また新型コロナウイルス感染対策にご協力頂き誠にありがとうございます。さて、都道府県をまたぐ移動自粛要請が6月19日に解除されたことを受けましてご面会やご会食について誠に勝手ではありますが、独自に基準を設けさせて頂きますので、何卒、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1. 事前（できれば前日迄）にお電話にて面会の旨、ご連絡お願い致します。
2. マスクの着用をお願いします。
3. ご自宅で検温をお願いします。検温により37度以上の発熱がある場合は面会をご遠慮下さい。体調不良が認められる場合も面会をご遠慮下さい。
4. 施設玄関にて検温をお願いします。以下、3と同様です。
5. 手指のアルコール消毒をお願いいたします。備え付けております。
6. 関東圏および北海道、福岡県からお越しの場合は指定での場所にてのご面会とさせて頂き、面会時間は30分とさせて頂きます。
7. 5以外の地域の方のご面会については、自室にて30分とさせて頂きます。
8. ご家族との会食については原則自由とさせて頂きますが、会食された場所等をご記載頂く「情報提供書」を作成しておりますので、ご記入のほど宜しくお願い致します。尚、ご記載頂いた「情報提供書」は新型コロナウイルス感染症感染予防対策以外には使用致しません。
9. 将来的に高知県下でウイルス感染が一定数以上確認された場合は全面的に面会を禁止させて頂く場合があります。

以上

■本件についてのお問い合わせ

法人本部

088-825-0860

■施設へのお問い合わせ

グループホームいこいの森

088-872-6647

グループホームいこいの森福井町

088-855-9111

高齢者住宅いこいの森 PLUS

088-856-7012



令和2年度第3回身体拘束等の適正化の対策を検討する委員会

■身体拘束実施の報告

前回（R2.5）から今回（R2.6）まで身体拘束は行っていません。

■身体拘束等を行わずにケアを行うための3つの原則<再確認>

①身体拘束を誘発する原因を探り除去する。

身体拘束をやむを得ず行う場合、その状況には必ず理由や原因がある。ご利用者ではなく、ケアする側の関わり方や環境に問題があることも少なくない。その人なりの理由や原因を徹底的に探り、除去するケアが必要である。

②以下の5つの基本的なケアを実行し、点滴をしなければならない状況や、転倒しやすい状況にしないことが重要である。

（i）起きる

人は座っているとき、重力が上からかかることにより覚醒する。目が開き、耳が聞こえ、自分の周囲で起こっていることがわかるようになる。これは仰臥して天井を見ていたのではわからない。起きるのを助けることは人間らしさを追求する第一歩である。

（ii）食べる

食べることによって人にとって楽しみ、生きがいであり、脱水予防、感染予防にもなり、点滴や経管栄養が不要になる。食べることはケアの基本である。

（iii）排泄する

なるべくトイレで排泄することを基本に、おむつを使用している人については、随時交換が重要である。おむつに排泄物がついたままになっていけば気持ち悪く、「おむついじり」などの行為につながることになる。

（iv）清潔にする

きちんと風呂に入ることが基本である。皮膚が不潔であれば、かゆみの原因になり、そのために大声を出したり、夜眠れずに不穏になったりすることになる。皮膚の清潔を保つことで本人も快適になり、また、周囲も世話をしやすくなり、人間関係も良好になる。

（v）活動する（アクティビティ）

ご利用者の状態や生活歴に合ったよい刺激を提供することが重要である。具体的には、音楽、工芸、園芸、ゲーム、体操、家事、ペット、テレビなどが考えられる。言葉によるよい刺激もあるし、言葉以外の刺激もあるが、いずれにせよ、その人らしさを追求する上で、心地よい刺激が必要である。

③身体的拘束廃止をきっかけに「よりよいケア」の実現をめざす

このように身体拘束の廃止を実現していく取り組みは、施設におけるケア全体の向上や利用者の生活環境の改善のきっかけとなる。「身体拘束廃止」がゴールではなく、身体拘束を廃止していく過程で提起されるさまざまな課題を真摯に受け止め、よりよいケアの実現に取り組んでいく。また、身体拘束禁止規定の対象になっていない行為でも、例えば「言葉による拘束」（スピーチロック）などは心理的虐待であり、決して行わない。

議事録

開催日時：開催日時：令和2年6月23日（火曜日）

出席者：委員長 代表取締役（森 裕）、グループホーム管理者（下司）、グループホーム管理者（手島）

委員長より前回開催日より本日まで身体拘束を行っていないことを説明。今回は身体拘束を廃止する為の基本的要素を再確認するために3原則を中心に委員会を開催した。結局のところ5つの基本的ケアを実施することにより、身体拘束をしなくてはならないような状況を予防することが原則であることを再確認。できる限りホールにて過ごして頂ける環境を作り、日中の時間帯において、レクリエーションや機能訓練等を計画通り実施していく旨を話し合った。